

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3 (1) 保安林の所在場所 熊本県天草郡新和町大多尾字田淵 3231、3232、3266、3269、3271
 (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
 (3) 指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字田淵 3231、3232・3269 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに新和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第678号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨新和町長から届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成15年6月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変 更 前 の 字	区 域	変 更 後 の 字
野田	623、627の1、628の1	春田

熊本県告示第679号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。

平成15年6月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業 者 名	廃 止 年 月 日
にしき園訪問入浴介護事業所 球磨郡錦町大字木上字杉の場 150 番地 1	社会福祉法人 洋香会	平成15年6月1日

公 告

熊本県公告第447号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年6月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 処分をした年月日
平成15年6月17日
- 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社坂本建設
宇土郡三角町波多 536 番地 4
代表取締役 坂本 國雄
熊本県知事許可（特-12）第1202号
- 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令
 - 停止を命ずる営業の範囲
熊本県内の建設業に係る営業に関するもの
 - 期間
平成15年7月1日から平成15年7月15日までの15日間
- 処分の原因となった事実
株式会社坂本建設は、平成11年10月31日、平成12年10月31日及び平成13年10月31日を審査基準日とする経営事項審査において、真正な決算とは異なる内容を記載した財務諸表を経営状況分析に提出し虚偽の申請を行った。
これらのことが、建設業法第28条第1項第2号（請負工事に関する不誠実な行為）に該当すると認められる。